

## 長崎市農業委員会 令和5年3月総会 議事録

- 1 日 時 令和5年3月29日(水) 14:00 開会  
14:40 閉会
- 2 会 場 長崎市役所7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博  
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(16名)  
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆  
上川 満治 鳥越 悦子 永岡亜也子 平尾 政博 松尾 隆治  
峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 眞佐栄 山崎 実男  
山脇 貞雄
- 5 欠席農業委員(3名)  
後山 裕義 田平 孝廣 山口 邦俊
- 6 出席推進委員(22名)  
池田 憲二 今村 秀喜 岩尾 直己 浦川 英敏 川添 孝則  
城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生 鶴田 安明  
中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世 濱口 雅洋  
増田 茂 松本 貞幸 三浦 孝路 村田美津枝 森内 悟己  
森保 欣也 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(2名)  
尾崎 正孝 濱口 敏夫
- 8 出席職員  
【農委事務局】 事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和5年3月農業委員会総会を開会いたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、3月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は16名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、22名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。柳川委員と山口委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○柳川委員・山口委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案、「農業委員会職員の任免について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案について御説明します。議案書の1ページを御覧ください。令和5年3月24日に、令和5年4月1日付け人事異動の発令がありました。農業委員会事務局職員につきましては「農業委員会等に関する法律」第26条第3項の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。それでは議案書の2ページを御覧ください。令和5年3月24日に発令された農業委員会事務局に係る令和5年4月1日付人事異動の内示でございます。職員の出入りはございませんが、高西主事、及び赤池主事が、それぞれ農業委員会事務局専門官になっております。引き続き今年度も同じ体制でいきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、説明がありましたが、本件については、議案のとおり、農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。事務局職員の皆さまにおかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、船石町の〇〇さんが所有する、船石町の農地2筆38.05㎡について、船石町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、隣接に譲受人の農地があるため、集積して一体利用することが有効活用に繋がることから、贈与するものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。船石公民館の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で250日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で、経営面積が4,219.05㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、増田推進委員より報告をお願いします。

○増田推進委員 現地調査について御報告いたします。3月13日に私と赤瀬農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き3ページを御覧ください。本件は、戸石町の〇〇さんが所有する、川内町の農地1筆1,682㎡について、川内町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。戸石小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、もう一枚ございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で650日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が8,082.37㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、3月16日に鳥越農業委員、尾崎推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないことの見解をいただいております。

続きまして、3番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、琴海形上町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆765㎡及び琴海大平町の農地1筆1,009㎡、合計1,774㎡について、琴海形上町の〇〇さんが売買により取得し、所

有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。形上小学校の南東と北東に位置しております。次が、拡大したものになります。拡大した写真がもう一枚ございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で350日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が10,390㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、田中推進委員より報告をお願いいたします。

○田中推進委員 現地調査について御報告いたします。3月17日に私と山脇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。形上町の申請地は水稻を、大平町の申請地は露地野菜の栽培をしているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書は5ページを御覧ください。本件は奈良市の〇〇さんが所有する田中町の農地1筆について、矢上町の〇〇が、貸駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。中央卸売市場の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街化区域に隣接する市街化調整区域で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に隣接する第3種農地に該当するものと判断されます。次が、配置図でございます。敷地の造成は行わず、現状のまま碎石を敷き均して、53台の駐車場を整

備する計画となっています。雨水排水につきましては、側溝を設置し道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、城戸推進委員より報告をお願いします。

○城戸推進委員 現地調査について御報告いたします。3月16日に私と松尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は駐車場への転用許可申請がなされたものですが、市街化区域と隣接し、周囲は宅地化が進んでいるほか、耕作中の農地もございません。また、土地の造成は行わず、現状のまま砂利を敷いて利用することから、転用については、特に問題ないと思われます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地1筆1,858㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,858㎡について、5年間の賃貸借により、琴海大平町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、22,868㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査について御報告します。3月15日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しておりま

す。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き6ページを御覧ください。本件は、大崎町の〇〇さんが所有する大崎町の農地1筆1,434㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,434㎡について、10年間の賃貸借により、大崎町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、9,641㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。南小中学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、山崎農業委員から報告をお願いします。

○山崎農業委員 現地調査について御報告いたします。3月13日に私と濱口推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして3番について御説明いたします。議案書は7ページを御覧ください。本件は、平山町の〇〇さんが所有する平山町の農地1筆895㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆895㎡について、5年間の使用貸借により、三和町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、895㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、中村推進委員から報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査について御報告いたします。3月15日に私と柳川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について計画相当と認め

ることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案について御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が10件、合計筆数が25筆、合計面積が9,423.61㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

議案書の8ページにお戻りください。1番は、三重町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地1筆で、面積は99㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田推進委員から報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査について御報告いたします。3月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番は、琴海大平町の〇〇さんが所有する、琴海大平町の農地4筆で、面積は3,575㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が3枚ほどございます。現地調査につきましては、今村推進委員から報告をお願いします。

○今村推進委員 現地調査について御報告いたします。2月15日に私と山脇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして3番は、現川町の〇〇さんが所有する、現川町の農地4筆で、面積は1,869㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。現川駅の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、池田推進委員から報告をお願いします。

○池田推進委員 現地調査について御報告いたします。3月9日に私と後山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況で

した。報告は以上です。

○農地係長 続きまして4番は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地4筆で、面積は1,530㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査について御報告いたします。3月15に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして5番は、福岡市の〇〇さんが所有する、中里町の農地2筆で、面積は686㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の東側に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、増田推進委員から報告をお願いします。

○増田推進委員 現地調査について御報告いたします。3月13に私と赤瀬農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして6番は、東京都の〇〇さんが所有する、畝刈町の農地2筆で、面積は624㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。畝刈小学校の北東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、10番の議案説明後、6番から10番までを併せて御報告いたします。

続きまして、議案書9ページを御覧ください。7番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地2筆で、面積は155㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、後ほど御報告いたします。

続きまして8番は、光町の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地3筆で、面積は646㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、後ほど御報告いたします。

続きまして9番は、畝刈町の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地1筆で、面積は161㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現



地の写真です。現地調査につきましては、後ほど御報告いたします。

続きまして10番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地2筆で、面積は78.61㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野本推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 6番から10番の日現地調査について御報告いたします。3月15に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。資料の1ページから3ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、8件の届出がありました。続きまして、資料の4ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内の転用の届出は、5件提出されました。続きまして、資料の5ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、3件提出されました。合計16件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、3月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標

の達成状況について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

**○農政管理係長** その他の事項 1 について御説明いたします。資料の 1 ページを御覧ください。全国農業新聞の購読者につきましては、先月の報告以降 6 件の中止の申し出があり、現在の購読部数は 111 部となっております。今回の分からは、令和 5 年度の実績として反映されることとなりますが、令和 5 年度の目標部数については、追って長崎県農業会議が設定し、後日通知がありますので、わかり次第報告させていただきます。今後とも継続した活動をお願いします。

次に、その他の事項 2 についてですが、資料の 2 ページ及び 3 ページに令和 4 年度の下半期の活動記録集計表を掲載しております。表の右側の合計及び平均の部分については、昨年 4 月からの積み上げとなっております。10 月以降の日数等をご確認いただき、提出漏れや御自身の把握している日数と相違している場合は、事務局までご連絡ください。また、昨年 4 月から 3 月までの一年間の実績を確定させ、報告する必要がございますので、本日 3 月分の提出をいただいている方及び 3 月分を含め、10 月以降の追加での報告がある場合は、4 月 7 日金曜日までに事務局に提出をお願いします。説明は以上です。

**○議長** ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

**○事務長** 今、活動記録カードのことで説明がありましたが、私の方からこの活動記録に関して報告とお願いをさせていただきたいと思っております。まず、報告につきましては、今年度は活動記録について、新たに活動目標と成果目標が設定され、御自分の農業がある中、目標に向かって頑張ってくださいました。その結果、国からの交付金が当初の予定を大きく上回って支給されることになり、ほとんどの方の年額報酬が増加することとなっております。このことは、皆様の頑張りの賜物だと感謝しており、今月 31 日に支給します。以上が報告となりますが、お願いといたしまして、この年額報酬と関連しますが、一定活動記録をしっかりとつけていただければ、年額報酬が増えることが確認できたわけですが、配分方法が、全国の最適化活動を行っている農業委員、推進委員との比較となることから、今後も同様の額が支給されるかどうかは不透明な状況です。そこで当初活動記録簿への記入の負担を軽減するために、記入例として、自分の圃場へ行く途中、〇〇の圃場に異常がないことを確認したなどの文言の見本を配付し、できるだけ委員の皆さまに負担のないような方法を提示しておりますが、その記入がない方もおられますので、近くの圃場の確認は普段やられていることですので、圃場の確認の記入を徹底していただければと、そうすることで今後の年額報酬にも繋がるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。何でも結構です。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和5年4月、5月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、行事の予定をお知らせします。資料は4ページを御覧ください。初めに4月の行事予定ですが、10日月曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が開催され会長が出席される予定です。22日金曜日に農業委員会運営委員会を市役所14階会議室で、28日金曜日、13時10分から13時40分まで遊休農地対策検討委員会を市役所14階会議室で、14時から農業委員会4月総会を市役所7階大会議室で開催する予定です。

次に、5月の行事予定です。10日水曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、22日月曜日が運営委員会、29日月曜日が農業委員会総会を開催する予定としております。以上で4月、5月の行事予定のお知らせを終わります。

○議長 ありがとうございました。それでは、これで3月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間お疲れ様でした。